

## **入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡及び栄養管理体制、意思決定支援 及び身体的拘束について**

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について基準を満たしております。